

平成19年第3回教育委員会記録

平成19年2月14日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年2月14日(水) 午後2時05分～午後3時39分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置長 小澄 龍太郎

庶務課長 松岡 敬明 学校適正配置課長 吉田 順之

杉並師範館長 田中 哲 学校運営課長 井口 順司

学務課長 渡辺 幸一 指導室長 種村 明頼

社会教育課長 赤井 則夫 済美教育一長 根本 信司

済美教育一長 植田 敏郎 済美教育一長 由井 良昌
副所長 統括指導主事

中央図書館長 原 隆寿

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏

担当書記 佐藤 守

傍聴者数 3名

会議に付した事件

(議案)

議案第18号 「杉並区教育ビジョン推進計画(平成19年度修正)」について

議案第19号 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定について

(報告事項)

- (1) 平成19年度杉並区教育委員会重点施策
- (2) 平成18年度杉並区学校文化栄誉顕彰について
- (3) 平成18年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (5) 国際理解・帰国児童生徒教育センターの移転について
- (6) 平成18年度区立学校第三者診断の試行結果について

目 次

会議録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第18号 「杉並区教育ビジョン推進計画（平成19年度修正）」 について	4
議案第19号 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定について	6
報告事項	
(1) 平成19年度杉並区教育委員会重点施策	9
(2) 平成18年度杉並区学校文化栄誉顕彰について	11
(3) 平成18年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について	16
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	17
(5) 国際理解・帰国児童生徒教育センターの移転について	19
(6) 平成18年度区立学校第三者診断の試行結果について	20

委員長 ただいまから第3回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いをいたします。

なお、大藏委員長職務代理者は、遅れてご出席ということですので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が2件、報告が6件となっております。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず日程第1、議案第18号 「『杉並区教育ビジョン推進計画（平成19年度修正）』について」を上程し、審議します。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは私の方から、議案第18号「杉並区教育ビジョン推進計画（平成19年度修正）」につきまして、ご説明を申し上げます。

今般の修正につきましては、既に昨年の8月の定例教育委員会におきまして、その改定の基本的な考え方について、ご報告をさせていただいたところでございます。改めまして、今回の改定の基本的な考え方につきまして、再度ご説明をさせていただきます。今年度は杉並区の「すぎなみ五つ星プラン基本計画・実施計画」のうち、実施計画の部分が19年度の単年度について改定をされるために、この教育ビジョン推進計画の改定につきましては、実施計画との整合性を図りまして、19年度計画についてのみ見直しを行うということにしております。

なお、実施計画改定の査定結果については、このビジョン推進計画の修正案にも反映をさせるということにしております。

掲載する施策事業数につきましては、概ね現行程度といたしまして、現計画、18年度までの計画のうち、19年度計画に変更のある事業について修正をするとともに、新たに取り組む重点施策事業につきましても計画化をいたします。

なお、本格的、全般的な改定につきましては、平成19年度に行われることになってございます基本計画・実施計画の改定に合わせまして、ビジョン推進計画につきましても、平成19年度に平成20年から22年度までの3カ年を対象に行うこととするという、こういう基本的な考えで今回の修正を行ったところでございます。

それでは、表紙を1枚おめくりいただきまして、表紙の裏面でございますが、目次の一番下のところに今回の計画事業の表示の説明がございますけれども、新規または修正した事業・項目につきましては、太字で示してアンダーライン、下線を引いてお示しをしております。また、事業名・項目名に（新規）と付しているものにつきましては、今回新たに掲載した事業あるいは項目ということでございます。

それでは、一番最後のページに出ております資料をご覧ください。今回の新規あるいは修正につきまして、主なポイントをご説明申し上げます。

まず全体の計画事業数及び項目数でございますけれども、59事業、135項目と、現計画より若干増えているところでございます。新規事業でございますが、以下に示しました9事業、12項目となっております。「食育の推進」、「国語・理数教育の推進」等々、そちらに記載のとおり
の事業でございます。

また、拡充事業でございますけれども、現在の計画よりも来年度、事業量を拡充するものとして、そこに記載のとおり
の7事業、8項目ということでお示しをしております。

裏面にまいりまして、その他の変更がある事業としまして、再構築でありますとか、あるいは名称の変更、時期の変更、あるいは事業量を減じたもの等、14事業、17項目ということで、そちら
にお示しのとおり
の事業項目になってございます。

詳細につきましては、修正案の方をまたご覧いただきたいと思っております。また、現推進計画に示
しております3年後の姿というあたりは、今般、この修正案の方には記載はしてございませんが、これはあくまでも単年度の修正ということで、現行のビジョン推進計画と同時にご覧いただく
という形で見ただけであれば、ありがたいと存じます。

また、今回、この18年度末までの現況というものも明らかに
お示しをしまして、19年度計画を示した上で、さらに最終的に3カ年、17年度から19年度まで、どのような実績を予定しているか
というような形でお示しをしたところでございます。

「『杉並区教育ビジョン推進計画（平成19年度修正）』について」の説明につきましては、以上
でございます。

委員長 はい、わかりました。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

委員協議でこの教育ビジョン推進計画については議論してあるんですが、何かございましたら
お願いします。

宮坂委員 委員協議で何回か話しましたが、大筋は変わったところがないんですね、基本的には。

庶務課長 この間、委員協議で幾つかご指摘をいただいた点につきまして、何回かの修正を加えてきて、今般お示しした形に最終的に落ち着いたというところでございます。

委員長 20年度からの話、先ほどございましたけれども、この19年度までの成果というふうな総括は、どういうふうにされる予定でございませうか。

庶務課長 今、19年度までの評価、分析等をしつつ、ほぼ同時並行に、20年度以降の計画を策定していくというような作業になろうかと思っております。

委員長 ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 ではお諮りします。議案第18号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第18号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第2、議案第19号「『杉並区子ども読書活動推進計画』の改定について」を上程し、審議いたします。

中央図書館長、ご説明お願いいたします。

中央図書館長 それでは、私の方からご説明申し上げます。

まずお手元の資料の1枚目、資料と書いてあるところでございますが、「子ども読書活動推進計画」につきましては、区民意見の提出手続きを所定の記載のとおり行いまして、今回、区民の方々の意見5件が提出されたところでございます。

その意見の概要については、1枚おめくりいただいて3ページ、「区民意見の概要と区の考え方」というふうにとまとめてございます。今回のご意見を大別しますと、2つ、学校図書館に関する事項と区立図書館等に関する事項に分けられるかと思えます。

学校図書館につきましては、学校図書への購入費等の予算の公表その他、特に学校図書館について、専門スタッフを配置すべしという意見が多うございました。また、学校図書館相互あるいは学校図書館と区立図書館とのネットワーク、相互協力の関係、また区立図書館について言えば、乳児を対象としたブックスタート、さらに幼児期に向けての支援のあり方についての意見、あるいは図書館の司書職員の人材育成に関する意見、その他でございます。また、個々の保護者への支援ということをどのように取り組んでいくのかというようなご意見が数件、記載のとおりございました。

その結果でございますが、区の考え方といたしましては、まず学校図書館につきましては、予算等の問題については、可能な限り公表したいと思えます。したがって、過去5年間、13年度から17年度までについて、決算ベースで小中学校別の購入費等を、今回、計画の資料編のところにつけ加えたいと考えてございます。

また、学校図書館の専門スタッフにつきましては、現在でも2校ほど試行して、配置している学校があるわけでございますが、この教員の定年退職等が出てくるわけでありまして。そうした中で、学校図書館への再雇用等の配置ということの可能性も含めて、極力専門的なスタッフを配置できるよう取り組んでいきたい。そういうことで、今回の計画にも所要の修正を加えたいと考え

てございます。

また、ネットワークにつきましては、今回、若干計画が少し後ろに倒れてございますが、19年度にその部分をまとめて、小中学校全校に情報端末を設置するというところで今取り組んでいるところでございます。今回、19年度の当初予算の中にも7、8千万だったと思いますが、所定の予算計上が現在されているところです。同時に19年度の教育委員会の重要施策としても、この学校図書館のネットワークの問題というものを位置づけているところでございます。こうした検討の中でそれぞれいただいたご意見については、関連事項も含めて検討対象にしていきたいと、そのように考えているところでございます。

また、区立図書館につきましては、乳幼児期の子ども、とりわけ幼稚園、保育園等については、これまで必ずしも手が回っていなかった部分もございまして、そういった部分についても一定の働きかけをしていくということで、計画の表現を変えていきたいと考えております。

また、区立図書館のスタッフの育成については、ご意見はもっともなところでございますが、現在、区の方では図書館に民間の活力を入れるということで、この4月から、指定管理者を含めて、さらに委託を拡大しているところでございますが、今後そうした状況にきちっと的確に対応していくために、専門的な職員はもとよりでございますが、それ以上に、いわゆる全体の図書館政策をどういうふうにしていくかと、そのためのマネジメントができる、そういう力を持った職員の育成というものが極めて重要だと、そのように考えておりますので、いわゆる図書館の専門的職員を育てるという観点からのみの計画というものは、現在想定をしてございません。

また、それ以外のものについても、とりわけ保護者への支援のところはございましたが、これについては、いわゆる子どもの読書活動の本質は、家庭、保護者自身の考え方、子どもたちに対しての働きかけ、ここにあると、そのように考えております。したがって、そうした保護者への支援というものに対して、側面的なバックアップを区の方としてはすべきでありまして、そのための読書環境の整備というものを今後とも引き続きやっていくと。

とりわけ、ターゲットがはっきりしないというご指摘もありましたので、今回は重点施策として小中学校への支援ということで、いわゆる学齢児童生徒といったものをその対象に挙げて重点施策として取り組む。そのための図書館の組織改正も含めて、あるいは学校ネットワーク等も含めて、一定の執行体制を整えて所定の検討事項について取り組んでいくと、そのような考え方をさせていただきます。

恐縮ですが、最初の資料の表面に戻っていただきまして、そのような考え方をベースにしまして、今回の改定素案、それに対しての意見の指摘の内容を踏まえて、この表にありますような形で改定をしたいと、そのように考えてございます。

1点目は、先ほど申し上げましたブックスタートについては、従前は確実な配布に努めますということで趣旨が終わっておりましたが、その配布の内容や効果を検証の上、幼稚園、保育園とも協力・連携して、幼児期における読書活動を支援すると、そのように形に書き加えてございます。

また、学校の読書活動の関係では、学校図書館について、業務に対応できる専門的なスタッフを配置できるよう有用な人材の確保に取り組むとともに、地域人材を活用してと、従前の考え方をさらにここで踏襲しながら、一定の再雇用職員等を含めて、スタッフの配置ができるような確保に取り組むというようなことを加えてございます。

最後に、資料については、学校図書館の図書購入経費等についての5年間の推移を掲載しているものでございます。

その裏面でございますが、修正後の計画については、添付してある本文のとおりでございます。今後、本日ご決定いただければ、3月上旬にはこの第1回区議会定例会の文教委員会の方に報告をし、その後、所定のホームページ等で今回いただいた区民意見の概要をお知らせし、この考え方とともに掲載をしていくと同時に、計画について配布周知をしていきたいと、そのように考えてございます。

私の方からは以上でございます。

委員長 わかりました。では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

宮坂委員 今のご説明の3番目の地域、保護者への説明の中に、対象は学齢期というような説明があったように聞いたんですが、そうすると、学齢以前の読み聞かせがとか、そういうものは対象としていないわけですね。

中央図書館長 特に今回の計画では、重点的に取り組む対象として、その学齢期、小中学生を対象にあえてしているということでございまして、それ以前のところも、当然のことながら、この計画どおり力を入れていくことには変わりございません。

委員長 ほかにございますか。

この件につきましても委員協議で何回か議論したわけでございますけれども、その後、区民意見ということで、きちんとこのように書かれていますけれども、本当に貴重なご意見だというふうに私も理解しています。この点、中を読ませていただいても、多少弱かったかなというふうにも思うわけなんですけれども、やはり全国的ないろんな動きを見ていまして、最近特にそういう学校司書の配置と申しますか、養成並びに配置というのが随分言われていて、随分それを有意義に活用されているところとそうでないところと、いわゆる格差が出てきているような部分もあ

るんですけどもね。

今後、杉並におきましても、そういう学校司書というか、やはり司書教諭だと弱いというか、時間的に多少無理があるというようなことも十分わかっていますし、できる限り学校司書というふうなことの配置を考えながら、施策を進めていかれたらいいなというふうに思います。要望として、述べさせていただきました。

ほかにございますか。よろしいですか。では、議案第19号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第19号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第3、報告事項の聴取に入ります。全部で6件ございますが、最初の「平成19年度杉並区教育委員会重点施策」、2番目の「平成18年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」、2件につきまして、庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 では、報告事項でございます。まず、1点目の「平成19年度杉並区教育委員会重点施策」でございます。

これにつきましては、策定方針というものを、これも既にご報告をしているところでございますけれども、「杉並区教育ビジョン」及び「杉並区教育ビジョン推進計画」、これを着実に推進し、杉並の目指す教育を実現するために、次に申し上げます事項を踏まえて、19年度の教育委員会の重点施策を策定していくという基本的な考え方に基ついております。

重点施策の考え方でございますけれども、先ほどご決定をいただきました平成19年度の「杉並区教育ビジョン推進計画」、これの掲載事業のうち、特に教育改革の方針を実現するための根幹となる事業というものについて重点化すると。また、「教育ビジョン推進計画」掲載事業のうち、特に新規、拡充事業など、19年度に特に重点的に取り組む事業、これらを施策化する。また、教育ビジョンには掲載していないが、特に今日的な教育課題を解決するために欠かせないというようなものがある場合には、それも範囲に入れていくという、そういう考え方で重点施策というものを策定したところでございます。

この間、委員協議等々も重ねまして、また、小中学校の校長会等々からも意見を聴取しながら策定作業を進めてまいりました。来年度の重点施策の主な特徴でございますけれども、まず1つ目に構成でございますが、今年度までは4つの施策の方向、例えば1の「学力・体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育てます」と、それから最終ページでございます4点目の「スポーツ・文化活動を通じた、豊かな地域づくりを進めます」という、4つの柱ごとに施策というもの

を示してきたところですが、そのいずれにも該当する総合的な施策というものがあろうということで、来年度につきましては、まず冒頭に総合的な施策ということで2点、「教育基本条例等の制定」というものと「『地域立の学校』、『地区教育委員会』の推進」という、この2点につきましては、いずれの柱にも関連が深いということで、掲載をいたしました。

以下、4本の柱に沿ってそれぞれ、先ほど申し上げた考え方に従って重点施策を策定したところですが、特に今年度のものと比較して新たに加えたものにつきまして、簡単にご説明申し上げます。

まず1ページ目でございますが、1の(5)のところでございます。「国語・理数教育の推進」というものを新たに入れて、特に指導プログラムの開発ということを掲げました。

2ページへまいりまして、一番上の「課外活動の充実」ということで、小中学生の課外活動支援体制、中学生におきましては、特にレスキュー隊の拡充でありますとか、あるいは部活動の充実、また音楽分野では小中学校と地域の連携の試み、これらを充実させていくということを入れました。

その下にまいりまして、(9)「幼児の知的好奇心をはぐくむ漢字教育」ということで、新たな幼児の好奇心というところに着目しまして、それぞれの発達段階に応じた漢字教育のプログラムというものを区立幼稚園で試行してみる。

それから、大きな柱の2点目にまいりまして、まずそのうちの(1)「いじめ・不登校等対策の充実」というところで、これは特に、専門職あるいは生活指導に実績のある教員などを中心としたサポートチームというものを編成して、小中学校が直面している子どもたちの課題解決のために、即時対応ができるようなチームを編成して、対応していくというものでございます。

3ページにまいりまして、(5)「学校資源の再配置・再配分」ということで、学校が持っている人的・物的資源、この間もさまざまな支援をしてきているところですが、改めまして予算配分でございますとか、あるいは事務分掌を見直して、より効率のよい運営ができるような支援というものを精査していこうという考え方でございます。

その下にまいりまして、(6)「授業力向上支援、『杉並教育会』の設立準備」ということで、教員一人ひとりの授業力あるいは指導力というものの向上を図るために、認定講師事業でありますとか、あるいは授業力向上塾というような事業を展開していく。また、「杉並教育会」の創設に向けた準備をより一層進めていくというものをに入れてございます。

さらに下にまいりまして、(9)「学校ITの推進」ということで、学校内のネットワーク環境の整備と、また、教員一人1台パソコンの配置ということを進めて、学校内のIT化をより一層推進する。あわせて、教育に関する情報公開と活用、または教員の業務軽減を推進するため

のIT活用等々、研究を進めていくというものでございます。

最終ページ、4ページへまいりまして、大きな柱の3番でございますけれども、そのうちの(1)「放課後子ども教室の運営」、これが新たな事業として、モデル実施として取り組んでいくと。また、1つ飛びまして、その下の(3)「『協働事業提案』等による地域との協働の推進」、教育分野における地域との協働推進ということで、より積極的に検討し、取り組みを進めていくといたしております。

以上の点が、今年度、新規で加えたものでございます。

平成19年度の杉並区教育委員会の重点施策につきましては、以上でございます。

それでは続きまして、平成18年度杉並区学校文化栄誉顕彰につきましてご報告申し上げます。

まず文化栄誉顕彰の目的でございますけれども、1ページ目の目的、そこに記載のとおり、区内にある小中学校、養護学校及び南伊豆健康学園、そこに在籍する児童・生徒等が文化活動に関して優秀な成績を収めた場合に、教育委員会がその栄誉を顕彰し、学校における文化活動の振興を図ることを目的とさせていただきます。

本顕彰につきましては、平成10年度から事業を実施しておりまして、今年度で第9回目ということになります。顕彰の対象及び方法につきましては、記載のとおりでございます。

本年度の被顕彰者でございますが、2月6日に文化栄誉顕彰審査委員会というものを開催いたしまして、別紙のとおりその審査会におきまして、特に顕著な功績のあった者に対して、特別賞を含め、受賞者を決定したところでございます。今年度は個人の部で64件、団体につきましては、今年度は該当がございませんでした。また特別賞につきましては、後ほどご説明申し上げますが、2件ということでございます。

それでは、初めに特別賞でございますけれども、資料の6ページをお開きいただけますでしょうか。6ページのエントリーナンバーで申し上げますと、25番というところに記載してございます桃井第五小学校の城戸かれんさんという方が、「全日本学生音楽コンクール」という、非常にレベルの高い音楽コンクールのバイオリン部門、この小学生の部で全国で第3位ということで、非常に顕著な功績があったという審査会の判断でございまして、城戸さんには特別賞も授与するということにしております。

また、その次のページ、7ページの上から2段目の、エントリーナンバー27番の荻窪小学校の岩間優さん、こちらの方は、「図書館を使った“調べる”学習賞コンクール」に毎年参加をしておりまして、今年で連続4年受賞しているということで、非常にこの方につきましても顕著な功績があったという判断でございまして、こちらの岩間さんにつきましても、特別賞も授与するということで決定してございます。

なお、顕彰受賞者の中で、特に今回、新たなジャンル、新たな大会等で受賞した方につきましてご説明を申し上げます。

3ページでございますが、上から2段目になりますエントリーナンバー11番の馬橋小学校の中島樹さん、こちらの方は、「ショパン国際ピアノコンクール」という大会で非常に顕著な銀賞と、しかも小学校2年生ということで、非常に難しい賞であるというふうに伺っております。この「ショパン国際ピアノコンクール」というのは、今回初めての推薦があったものでございます。

また、次の4ページへまいりまして、一番上の段ですが、エントリーナンバー14番、馬橋小学校の高祖結さん、「『法の日』週間記念行事の懸賞エッセイコンクール」で、なかなか難しいテーマに取り組んで、「もし私が裁判員になったら」というテーマで作文を書き、最優秀賞ということでございます。

また、次のページ、5ページ、一番下段になりますが、エントリーナンバー21番の桃井第二小学校の保谷高明さん、「『海とさかな』自由研究・作品コンクール」ということで、海洋研究開発機構理事長賞というのが、新しいジャンルでございます。

次のページ、6ページへまいりまして、エントリーナンバー24番、桃井第五小学校の小林うららさん、「『ぼくとわたしの健康』作文コンクール」、これは朝日新聞社、それから日本小児科学会が主催してございますが、「感じる心」というタイトルの作文で佳作を受賞しています。

それから、先ほど特別賞の項でご説明を申し上げました、その下の城戸さんにつきましても、この「全日本学生音楽コンクール」というのは、今回初の推薦分野でございます。

15ページでございますけれども、エントリーナンバー60番になりますが、光塩女子学院の新美千尋さん、「小諸・藤村文学賞」、これは、小諸市あるいは小諸市教育委員会等が主催している作文コンクールでございますが、これも新たな分野ということでご紹介を申し上げます。

平成18年度の学校文化栄誉顕彰の審査結果につきましては、以上でございます。

委員長 では最初に、「平成19年度杉並区教育委員会重点施策」について、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大藏委員 今まで教育ビジョンとか、前にはアクションプランもやりまして、たくさんいろんなものがありますが、基本条例ということになれば、これは拘束力を持つんですよね。これまでのものは、どちらかという目標であって、縛ることはないわけです。ここに何を盛り込もうと考えているんですか。

庶務課長 教育基本条例等につきましては、昨年10月に「杉並区基本条例等に関する懇談会」というものを設置いたしまして、学識経験者の方あるいは区民の団体の代表の方、あるいは、それに加えまして公募した区民の方13名で構成し、今概ね月1回のペースで懇談会を開催してござ

います。

その懇談会におきまして、基本条例等というふうにならざるが、条例という形がいいのか、あるいは、例えば宣言でありますとか、あるいは憲章という形式がよろしいか、その形式も含めて、そこに盛り込む内容を今活発に議論していただいております、今年の5月にその懇談会からの提言をいただく予定になっております。

それを受けまして、条例という形になるか、あるいは、今ご説明申し上げました憲章、宣言という形になるかわかりませんが、そこから策定をしていくということでございますので、主に今、懇談会の中では、杉並区の人づくりと申しますか、教育というのを広く捉えまして、単に学校教育のみならず、人が生き、人が育つという観点から、どんな人づくりをしていくのか、非常に広い範囲から今議論をいただいているところであります。

したがって、5月の提言を受けまして、その後、形を整えていく中で、これらを制定していくという形になろうかと考えております。

大蔵委員 個人情報であるとか、そういうことであれば条例で縛っておく方がいいと思えますけれども、人づくりみたいなものだったら、条例ではなくて、やっぱり今までのビジョンみたいなもので十分なのではないですかね。どういうふうな決め方をして、みんなに従わせようと考えているんですか。

庶務課長 今現在、懇談会の中での議論としましては、確かに理念条例という考え方もあるんですね。それから、確かに条例という、非常に拘束力が強くなると。でも一方で、例えば、教育にかかわる行政側の責任を、条例という形できちんと明確にするということも意味があるのではないかとというようなご意見とか、あとは、必ず後で評価できるような文言を加えて、単にこうしましょうではなくて、こうするというようなことを明確に位置づけて、それが後できちんと評価できるような、そういうことを考えた場合には、単に宣言という形でなく、懇談会の委員さんに言わせると、言い放つとおっしゃっていましたが、言い放つだけではなくて、そこに何らかの責任が伴うような形式がよろしいのではないかと申すことで、まさに今議論が進んでいるところでございます。まだ現時点では、明確に条例にしましょうとか、あるいは宣言にしましょうという結論までは至っておりません。

大蔵委員 これはいずれにせよ、5月に提言が出てきてから、また討議になるでしょうから、それはその程度で結構です。

それから2番目の地区教育委員会、これも、教育委員会というものは地方教育行政の法律で決まっているわけですね。だから、地区がついているから違うと言えば違うんだけれども、何か白馬は馬ではないみたいな具合で、ちょっとあまり良くないと私は思うんです。

それから、前、大学するときもそうでした。コミュニティーカレッジというのは、アメリカなんかの短大になるということで、大学とつけたんですけれども、本当は大学はやっぱり法律で決まっている範囲ですから、安易に大学をつけるのはよくないと。官庁なんかでも大学に相当するものは大学校と言っているわけですから、だからよくないと思ったんですが、これもやっぱり地区教育委員会とするには、私はちょっと教育委員会の性格とは違うのではないかと。ここは「支援を推進する」と書いてありますね。教育委員会は、本当に機能を果たしているかどうかは別として、決めてそれを執行させるという行政委員会なんですよ。そういう点では、やっぱりちょっと紛らわしいと。だから、名前は一考の余地があるのではないかと私は思います。それはまた意見です。

それから、その次に全体についてですが、重点項目をずっと挙げていますけれども、この中にも予算を必要とするようなものとか、ほとんど予算を必要としないものとか、いろいろあると思いますけれども、予算を伴うようなものについては、頑張って必ず予算を取ろうという決意があるということですか、重点に挙げてあるものは。

庶務課長 予算を伴うものにつきましては、先般、予算内示を受けて、こちらからも要望をする中で、これはいけるというものについては、予算の裏づけがあって、こちらにも示してございます。また、考え方のみをもちろんお示ししているものもございます。

大藏委員 それから、3ページの(9)「学校ITの推進」です。これは、この間出ましたけれども、補正予算のときに言いましたけれども、中学校の教員に一人1台のパソコンを、小学校に先んじてやろうということでやっていたわけですが、いろんな手違いがあったりしてできませんでしたね。ここには、2行目のところに「学校側のIT化を推進する」と書いてあるんですが、今年できなかった中学校教員1人ずつにパソコンを配置するということは、来年度必ずできるという考えですか。

学校運営課長 来年度遅れた分を取り戻すように、準備をしまっている考えであります。

大藏委員 そのあたりがお役所の答弁で、やるのか、やる努力をしますということなので、本当にできるのどうか、見通しはどうかということをお聞きしているんです。

学校運営課長 見通しとしても、予算的な措置も講じて実施してまいります。

大藏委員 小学校教員については、いつ頃になるんですか。

学校運営課長 同じく19年度ということでやります。

大藏委員 中学が1年遅れているけれども、小学校は予定どおりに進めるということですね。

学校運営課長 はい。

宮坂委員 これは時期的な問題なんですけど、今の話だと5月に検討して、それから、これが実際

に動き出すのは、19年度というのは、普通、我々学校関係だと、4月からが19年度、4月から3月と考えますけれども、19年度で5月に検討して、実際に動き出すのは何月ぐらいを予定しているんですか。

庶務課長 基本条例等につきましては、5月に提言を受けまして、それから今度、実際にその事務的な作業、仮に条例とすれば、当然その法的な、さまざまな専門的な見地からも検討しなくてははいけません。また議会を通さなくてははいけませんので、直近で9月議会あるいはその次ぐらい、要するに19年度中の策定を予定しているということです。

大藏委員 19年度に決めるということですね。

庶務課長 ええ、19年度中に。

大藏委員 19年度に政策を実行するという意味ではないんですね。

庶務課長 ええ、19年度に条例等を制定するという意味です。

委員長 ほかにございますか。

1 ページ目の一番下のところで、「国語・理数教育の推進」というので、理数が特に加わって入ってきましたよね。具体的にプログラムというか、何をどういうふうにとか、ある程度考え方がございますか。

済美教育センター統括指導主事 現在準備を進めているところでございますが、理数、特に算数、数学、こちらの方が中心になって、数学的な物の見方とか考え方ですとか、あるいは論理的な思考力、国語ともつながるところでございましてけれども、そのあたりを練り鍛えられるような教材、それから指導法、指導内容、これを今、さまざまな資料を集めて、済美教育センター内の学力向上担当の方で準備を進めているところでございます。理科の方は、科学館ともまた連携を図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

委員長 学校とか科学館とか、いろんなところに行って事情を聴取していると、やはり理科というものの、これも全国的な現象なんですけれども、理科の先生が薄いというか、小学校なら小学校で全教科ということで教えられる、教えることになっているんですけども、密度というか力というか、ちょっと私なんか、教え子がこういう環境教育とかやっていて、話を聞いていますと、その辺物足りないというのを随分聞きますもので、だから、数学とか算数だけではなくて、並行的に理科も大事だと思うんですけども、理科に近寄らないようにというか、そういう感じで教えているみたいなんですね、教え子に聞いていると。土に触るなとか、何かに触ると汚いとか、そういう教え方をしているのが理科だという感じで、教科書一つ教えられないというか、そんな現象というのが日本全国にあるみたいなんですね。これも緊急ではないかなというふうに思いますけれども。

教育長 子どもの理科離れが指摘されて久しいんですけれども、教師の理科離れ、これを食い止めていかななくてはならない。先般、久我山小学校を会場にして、メダカの教材化の個人研究というか、3人のグループ研究を1年間お願いして、それを発表してもらったんですけれども、今、科学館が組み立てているさまざまな研修の中に、そういった身近なものを教材化していくことを通して、理科教育の振興を図っていく。その研究をしていくことを通して、理科に近づいてもらう。さらに、開発した教材を使って子どもを理科好きにしていくという、実践を通して理科から離れないようにという試みを今やっていますので、できる限りこれを強めていきたい。

これはもう実践を通してやっていく以外はないので、幾ら理屈で理科が大事だ、理科は楽しい、科学は素晴らしいと100万回言っても、なかなか通じるものではありませんので、ぜひそういう興味と関心を育てて、そして、そういう児童・生徒の興味、関心を支えてやることのできるような理科の授業、その授業ができる教師を育てていきたいというふうに考えています。近々、アシモの公開も科学館の方で考えてくれていますけれども、こういった日ごろ触れることができない体験を通して、一層興味と関心をかき立てていくということも大事なかなというふうに思っています。

委員長 よろしくお願ひします。

ほかにございますか。よろしいですか。

では、次に移ります。「平成18年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」、この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

昨年度は、被顕彰者というのは、何名ぐらいいらしたんですかね。

庶務課長 昨年度は、個人が45件、団体が1件でございました。

委員長 個人が随分増えているんですね。

よろしいですか。

では続きまして、「平成18年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、2件を一括して、社会教育スポーツ課長からご説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 では、最初に、「平成18年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」、ご報告を申し上げます。

この目的でございますが、体育大会などにおいて優秀な成績を収めた者に対し、その栄誉を顕彰し、もって杉並区におけるスポーツの普及と振興を図ることを目的とするものでございます。

顕彰の基準でございますけれども、1番は、平成18年4月1日から19年3月31日の間に開催された、全国、関東地区または東京都の体育大会等において、優勝もしくは入賞した者でございま

す。基準でございますが、東京都大会におきましては優勝もしくは準優勝、関東地区大会については3位以上、全国大会については入賞以上というものでございます。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときには、上記基準のほかに、個人または団体を顕彰することができるものでございます。

顕彰者の選考におきましては、スポーツ栄誉顕彰審査会において選考したものでございます。

次の被顕彰者の数でございますけれども、52組、346名でございます。内訳は別紙になってございます。

授与式でございますが、平成19年3月2日金曜日、これは来月でございますけれども、午後6時30分から区役所で実施する予定でございます。

1ページ目をおめぐりください。少し見にくいんですけれども、顕彰者の合計が52組、346人ということでございまして、団体が16組、310人、個人が36組、36人ございまして、以下、小学生から大学生、それから一般の方まで、記載のと通りの賞を得てございます。特に今回につきましては、明治大学のウエイトリフティング部が、これは全国大会でございますけれども、大変多い受賞になってございます。

それから、裏面をご覧いただきたいと存じます。それぞれの大会で中学生、小学生が1位、それから2位、3位となっておりますけれども、33番の早稲田実業、これは全国大会、高校選手権大会で優勝したものでございまして、これが区内の小中学校等を卒業されている者でございます。それからあとは立教女学院の町野あかりさん、これは東京都の大会でございますけれども、3年女子100メートル、共通女子200メートルで、両方とも1位になっているということでございます。

あともう1点が、43番の東京都立の久留米高等学校、こちらのサッカーですけれども、こちらは大宮中学校の卒業生を中心に大会に参加しているということでございまして、サッカーで東京都の1位になって、全国大会に出場しているものです。

以上でございます。

次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、続けてご報告申し上げます。

1月分でございますけれども、総計28件、新規が2件でございます。ページにつきましては、新規につきましては最後のページ、3ページ目の2件ございまして、指導室扱いになってございます。1点目につきましては、「上野信一&フォニックス・レフレクション」ということでございまして、打楽器のアンサンブルコンサートでございます。これは9月29日に実施する予定でございます。次に、やはり同じく新規で、「伝承文化研究所」の「ひな祭り百人一首源平かるた会」でございまして、杉並第二小学校におきまして3月4日に実施予定でございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。では最初に、「平成18年度杉並区スポーツ荣誉顕彰について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大藏委員 私は、たくさん賞を出すのには賛成ですけれども、この43番の久留米高等学校に大宮中学校出身者が多いということでしたが、こういうのは、卒業生をどこまで追いかけていくんですか。

社会教育スポーツ課長 まず推薦をいただきます。中学校の方から推薦をしていただいて、その中で中学校の出身者だということがわかります。それから、区内の体育団体にやはり推薦いただきまして、そういう中では出身が杉並区ということございまして、住所も杉並区にある方が中心になっています。

大藏委員 立教女学院とか日大二高なんかは杉並区にあるわけですが、早稲田実業や久留米高等学校は区内にありませんから、そういうことをすると、推薦は来なかったけれども卒業生が入っている学校というのは、ほかのところにも、区外にもある可能性がありますよね。そういうのが漏れると、私はあまり良くないのではないかと思うんですけれどもね。だから、はっきり把握できるところに縛って、杉並区内にあるということにした方がすっきりするのではないんですかね。どうですかね。

社会教育スポーツ課長 そういう考え方もございますが、例えば、オリンピックの優勝者ですと、やはりその辺がカバーできない問題がございまして、顕彰については広くということを考えておりますが、それも一つの方法かなと思っております。

大藏委員 オリンピックの場合なんかだったら、学校と関係なく個人でやるんでしょうね。これは大体学校になっていますから、大部分がね、ここに出ているのは。

教育長 今のご指摘ですけれども、都立久留米高等学校と都立西高等学校は、そこに43番、44番になっていますけれども、上は都立久留米高等学校を表彰するのではなくて、藤井君以下、個人を表彰する。ですから、都立久留米高校は杉並区にないですけれども、この個人が杉並区在住である。そして下の西高校は、団体として杉並区にある都立高校を表彰するという事で、大藏委員のご指摘のように、どこまでが範囲なんだということについては、多分、今後煮詰めていく必要がありますけれども、少なくともここに関しては、上は個人で下が団体ということです。

大藏委員 久留米高等学校はたくさんいますよね。早稲田実業は2人ですよ。そうすると、2人ぐらいというのは、まだほかの学校にもいる可能性というのが私はあると思うんですけれどもね。

教育長 全国大会出場ぐらいのところから推薦が上がってくるのを、やはり担当の方で精査をし

ておりますので、推薦が上がったものに関しては、漏れはないかと思いますが、ご指摘のことも我々が気づかないところであるかもしれません。ご指摘はわかります。

大藏委員 だから、中学校なんかにもちゃんと通達をして、そういう人が卒業生でありそうだったら、ぜひ知らせてくださいと言っておかないと、推薦しなかった中学校から行った人は漏れちゃうわけですよ。それはかわいそうだと思うんですよ。

社会教育スポーツ課長 一応学校には全部出して、推薦の依頼をしてございます。

委員長 ほかにございましたら、よろしいですか。

では次に移りまして、「教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、これについてご質問、ご意見がありましたら、お願いします。特にございませんか。では、進めさせていただきます。

「国際理解・帰国児童生徒教育センターの移転について」のご説明、済美教育センター副所長からお願いします。

済美教育センター副所長 私の方から、国際理解・帰国児童生徒教育センター、略称、国際教育センターの移転につきましてご報告させていただきます。

平成19年4月1日より、現在、杉並区立第四小学校の中にあります国際教育センターを済美教育センターの方へ移転するものでございます。

理由といたしましては、移転による一体的な運営によって柔軟で円滑な事業執行を図るためであり、教育ビジョン等の推進に当たり、済美教育センターによる学校支援の強化を図るものであります。

今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

私の方からは以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

宮坂委員 これは移転による一体的な運営によってという理由になっていますけれども、今までは一体ではなかったんですか。

済美教育センター副所長 場所が別々だったということで、より同じ場所に来ることによりまして、例えば、国語力等を一緒に研究開発できるということでございます。

委員長 スタッフは何人いらっしゃるの。

済美教育センター副所長 全員で9名おります。

大藏委員 今までどうして杉四小の中にあつたんですか。

済美教育センター副所長 学校との連携を強化するという事で杉四小の中にあり、また協力校というような形での、4校ほど指定して連携を図っておりました。

大藏委員 催し物なんかをここはやっていて、外国の子どもとか韓国の子どものなかも来たりし

て、やっていたよね、いろんな歌と踊りだとか。そういうのは、これからやるときは済美教育センターでやるんですか、どこかの小学校なんかを借りてやるんですか。

済美教育センター副所長 今現在のところ、従来どおり杉四小の体育館等を借りて、交通の便等も考えまして実施する予定ではあります。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声)

委員長 では最後に、「平成18年度区立学校第三者診断の試行結果について」のご説明、済美教育センター統括指導主事からお願いします。

済美教育センター統括指導主事 それでは私の方から、今年度から試行になりました、区立学校第三者診断の試行結果についてご説明させていただきます。

まず試行の目的でございますが、1つ目が、第三者診断を適切に実施するための手法、これを研究・開発する。2つ目が、学校を専門的な立場から客観的に評価して、現在の学校評価だけではわからない学校の現状ですとか課題を明らかにすること。3つ目が、診断結果をもとに支援策を検討し、実施していくというこの3つでございます。

試行校は、前回10月にもお伝えいたしました、小学校2校、中学校2校の4校でございます。

試行結果につきましては、申し訳ございません、1ページおめくりいただいて、資料をご覧くださいませでしょうか。第三者診断の実施手法及び結果のとりまとめ方ということで、学校が目指す目標として、人間力の育成、学力の向上、体力の向上、経営力の向上と、知・徳・体・経営ということを目標といたしまして、この目標を、(2)でございますが、日常の学校教育活動の内容から、関連があると考えられる項目を洗い出していくと。この洗い出す際に、企業経営管理の手法、バランススコアカードというものでございますが、この考え方に基づいて、顧客、財務、プロセス、学習と成長という、この4視点から戦略マップというものを作成いたしました。

この戦略マップの中から、今回は、体力向上に関しては指標がうまく整備できないところもございましたので、人間力の育成と学力の向上と経営力の向上というこの3つ、この目標に関係あるものを、この下にございます28項目、大きな項目で捉えてまいりました。この大きな28項目をまた細分化したものが、144の指標がございまして、その指標に基づいて診断してきたということでございます。

この指標による診断も客観的に行うことが重要だというふうに考えまして、(5)でございますように、4、3、2、1というパーセントによる区切りをつけたと。②でございますように、文書とか資料があるかないかということに関しては、4と1で判断してまいりました。また、観察やインタビュー、教員へのインタビューですとか、校長へのインタビューですとか、子どもへの

インタビューも行っていきますので、そういうものについてもこのパーセントで切っていくような、客観的にできるような形をとらせていただきました。

裏面をご覧ください。結果のとりまとめ方でございますけれども、概ねここにありますように、5段階で結果を取りまとめて、一番上が「大変満足できる」の中で、特に「他校の範となりうる学校」ということで、特に一番右側でございますように、各指標の評定結果が4が非常に多いというような基準、これも客観的なデータによる基準で判断してまいりました。

そして、右のページでございますように、これが戦略マップというものでございますけれども、こういう形で、各学校の現状と課題がわかりやすく捉えられるようにしてまいりました。

桃井第五小学校がございまして、一番上のグリーンのところ、人間力の育成に行く道筋、学力の向上に行く道筋、体力の向上に向かう道筋、経営力の向上に向かう道筋というのがございまして、その関係性をまず明らかにしていったと。そして、それぞれ144の指標を合計した中で、今回試行したのは、青の部分とオレンジとピンクのところがございますけれども、オレンジのところは平均の評定が非常に高い項目であると。ピンクの部分は平均の評定が低い部分であると。オレンジは学校の、特に長所と強い面と、ピンクの面が若干弱い面というところでございます。

例えば、桃井第五小学校ですと、「明確な行動規範」、ここが非常に、下のクモの巣グラフをご覧くださいとお分かりかと思いますが、ここが4ということで、子どもたちが学校生活の決まりですとか、学校教育目標ですとか、こういうものをきちんとわかるように学校で示しているというようなことが捉えられました。

また、優れたところで申し上げますと、管理体制、これが3.6と平均で高いところでございまして、ここは校長が学校経営計画をきちっと策定して、学校評議員や学校運営委員会と、そういう組織するところからご意見をいただきながらリーダーシップを発揮していると、そういう良さがございました。

逆に少し弱いところで申し上げますと、ピンクの部分の、右の「確実な個人情報の管理」というところでございますが、ここは、学校では個人情報の管理にはきちっとした決まり事もあるし、ルールもあるんですけども、その中で明文化されている文書というものが、はっきりしたものがまだできていない。そういうところで、文書があるかないかというところで、若干低いところがございます。また「児童・生徒の学校参加」というところでは、児童会等からの意見を学校経営に反映するような、そういうようなシステムが現段階では特になかったというところがピンクの理由でございます。

1つおめくりいただきますと、堀之内小学校の状況が出てございます。優れた部分は、先ほど

申し上げたところで申し上げますと、「優れた管理体制」、特にここでは、学校経営計画の見直しを定期的に進めているというところが良かった点でございます。また「地域社会との緊密な連携」ということで、ヤゴ救出作戦ですとか米づくりですとか、そういうもののボランティア活動、こういうものを授業にかなり取り入れて、地域との連携を図っているという良さがございました。

ピンクの若干弱い点で申し上げますと、「充実した学習支援」というところで、これは補習の組織的な取り組み、平日、休日も含めて、そういうものについて計画が特に準備されていないということがございました。

次が松溪中でございますけれども、優れた点では管理体制というところで、学校評価以外に学校独自のアンケート調査、生徒からの授業評価ですとか、そういうものを取り入れながら、きっちとした計画を立てて遂行しているという良さがございました。地域社会との連携ですとか保護者との連携という部分では、これは隣の高齢者施設との連携をかなり図っているという良さがございました。

弱い点で申し上げますと、「高い学習意欲」というところがございしますが、これは子どものアンケート調査などから、わからないことを質問するとか、わかるようになることは楽しいですとか、そういうようなアンケート調査の項目が低いということがございました。「充実した授業」ということに関しましては、優れた教員で授業改善を図っている方もいらっしゃるんですけども、全体的には若干単調な授業が多くて、生徒の学習意欲を高める努力が必要であろうというような診断結果が出てございます。

最後に、井草中学校でございしますが、ここは特にピンクの部分はございませんでした。「優れた管理体制」、それから、これは今までの学校とも同じ状況でございまして、**「明確な行動規範」**や、あるいは生徒の態度ということでは、非常に子どもたちのあいさつが励行されておりまして、明るい態度であったと。そして、子どもたちの規律を守って行動するということがはっきりしていたということが、「明確な行動規範」で高い点数を上げているところでございます。

以上がそれぞれの学校の結果でございまして、井草中学校が、先ほどの5段階で申し上げますと、他の範となる学校、つまり一番上の段階で、あとの3校が大変満足できる学校という状況でございまして。

申し訳ございません。一番初めをご覧ください。この試行事業の成果と課題ということで、大きい3番の(1)(2)というところでございしますが、「手法の研究・開発」ということに関しましては、今申し上げたような戦略マップを作って、それに基づいて指標を作って、実際に診断していくという手法は、これまで日本でもないのでございましたので、文部科学省の研究とも連携しながら開発できたというふうに思っております。

「現状と課題の把握」につきましては、今ご説明申し上げたように、客観的な基準に基づいて、データ等を参考にしながら評価していったところが成果かと思えます。また、戦略マップ上の色分けをしたことによって、学校の弱い点、強い点、こういうところがはっきりしてきたというところが成果かと思えます。

「支援策の検討・実施」については、この弱い部分というのは、ある程度共通している部分もごございますので、焦点を絞って支援策を検討することができたという良さがございます。

課題といたしましては、144という指標でございましたので、このあたりについては、今後どれが一番キーになるのかということ、試行を増やしながら検討していくことが重要であろうというふうに考えてございます。また、学校がこの結果をどう受け止めて、校長だけではなく、教職員がどう受け止めて、どう改善を進めていくのかということについても、今後、継続的にアンケート等で把握していく必要があるだろうというふうに考えてございます。

今後の予定につきましては、3月9日の教育報にて公表させていただいて、その後ホームページで公表という予定でございます。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 とにかく非常に難しくてわからないんですが、例えば、松溪中学校が、ピンクが3つありますね。それで、「高い学習意欲」というのがあまり評価されていない部分ですよ。これは、たしか2.3というところに出ているわけですね。それから「充実した授業」というのも1.8ですから、弱いということが言えるでしょうね。その時点で個人情報の管理はちょっとわかりませんが、ところが、その隣の左側の堀之内小学校を見ると、「充実した学習指導」というところが弱いとなっているんけれども、これは「充実した授業」が3.2になっていて、どこよりも高いんですね。だから、どういうふうに反映してどうなっているかというのが、よくわからないですね。

それから、一番初めの桃五小については、「児童・生徒の学校参加」が弱いということになっていて、それはどこに出てるのか。右側の下の段の「学校でのしっかりとした児童・生徒の態度」というところに出るんですかね。それは割合低いんですが、しかし「充実した授業」というのもここは低いですよ。それは特に問われていない、ピンクが出てこないというのは、どういうことですか。

済美教育センター統括指導主事 下のクモの巣グラフの部分は、ある程度抜き出したものです。

上のすべてのものに関連している、28項目全部出したのもあるんですけども、そうすると、どこが弱いかははっきりわからない部分がありますので、重要なところ、つまり教員の授業や意欲、子どもの意欲、学習能力、特にこういう子どもの学習能力というところを取り出したところでご

ざいます。

先ほど申し上げた堀之内小、ちょっと見えにくくて申し訳ございませんが、「充実した学習支援」というところで、これは補習ですとか、そういう支援を行っているかというところで、授業というところではないです。実際の授業の充実度という意味ではございません。ですから、ここにある3.2とここの部分は関連がないと。充実した授業というのは、実際にやっている授業と。こちらのピンクの方は、補習の方というところでございます。

大藏委員 この読み取りは非常に難しいですけれども、全体として、クモの巣の幾つかの8項目でやっているんですか。これからすると、平均すると、大体3ぐらい行っているんですよ。それに対して「教職員の高い意欲」というのは、井草中で2.3、松溪中は2、そして堀之内小が一番高いんですけれども2.7、それから桃五小も2.3で、「教職員の高い意欲」という部分は非常に低いというのが共通しているんですが。

済美教育センター統括指導主事 まず2つあると思うんですが、1つは指標そのものの基準ですね。先ほど申し上げた90%以上ですとか、そのあたりもこれから検討していかなければいけない。ですから、こういう数字が出たということもあるかと思います。もう一つは、教員の意欲という部分を測った項目が、教員からの学校改善あるいは教育活動の提案の件数、改革するための提案の件数ですとか、あるいは教員の満足度調査、こういうものを取り入れてございますので、若干そういう意味では、自己評価をする部分は低い部分が出てきた可能性があるかと思います。いずれにせよ、そこはきちっと分析して基準そのものを変えていく、そういう必要があるかと思えます。

以上です。

大藏委員 私は、これと直接関係しませんけれども、民間の力をどんどん取り入れるというのをやっていますけれども、私はあまり賛成ではないんですね。これも企業経営管理手法、バランススコアカードというものを使ってやっているということです。企業の場合だったら、売り上げがあった、成績が上がったかどうかと、結果は割合早く出てくるんですね。それから、事故を起こしたとか、どういう人間関係が問題だとか割合出てくるんですけれども、学校はそういうものがすぐ出てこないですよ。だから、こういう手法でやる方がいいかどうかというものについては、私は若干の疑問を持っていますよね。

済美教育センター統括指導主事 さまざまな手法はあるかと思います。この企業の手法の良さというところで言いますと、それぞれの指標の作り方が、プランがあるか、そのプランどおりに実行したか、そしてそのプランを実行した結果、どのような結果がもたらされた、もちろん結果がありますが、その結果を用いてどう改善したかという、概ねそういう流れで各項目を評価してい

くという形をとってございますので、必ずしも結果だけという形ではございません。

教育長 今後これが現場で耐え得るかどうか、それを含めて試行をしていく。文部科学省との合同プロジェクトの中で、やはり第三者診断というものはどこもまだ確立していない。先導的にこれを行っているわけですがけれども、ご指摘のように学校という、いわば非常に捉えにくい側面を持った組織を診断するときに、今までは自己評価とか反省とかというレベルでやってきましたけれども、妥当性が高いものにしていくためには、やっぱり新しい仕掛けを作っていく必要があるだろうという認識は持っています。それが現状の組織の評価を分析する適切な物差しになるかどうか、それを含めて、診断の妥当性も含めて、今後検討していく必要があるという認識は持っております。

委員長 ほかにありますか。

宮坂委員 私もちよっとこれ、感想だけ言いますと、見方はいろいろあるんでしょうけれども、「教職員の高い意欲」というのはどうですか、堀之内が2.7、あとはみんな2ぐらいと、あまり良くないんですね。隣の「優れた管理体制」というのは全部良いのですよ、3以上や3で。だから、管理されているから意欲が湧かないんだというような誤解を招くということはないんですか。

済美教育センター統括指導主事 恐らくそういうふうを感じる部分もあるかと思います。管理体制そのものの評価というのは、私、いろんな書類から見たもの、書類がきちっとあって、それに基づいて教員がやっているかどうかということと、校長からのインタビュー、あと教員の満足度、そのあたりから取っていますので、そのあたりをやはり今後、修正していく必要があるだろうというふうに感じております。

宮坂委員 あまりこれを素直にこのままストレートに出すと、誤解される心配もありますよね、さっきみたいに。

委員長 これはいろんな、幾つでも手法が出てくるわけなんですけれども、点数化するのはあまり良くないというような主張もあるはずなんです、こういったものには。いろんな議論がだから大事だとか、逆に。どうしてこういうふうになんて点数化になって出てくるのか。そうすると、危険性とか、危険が伴う場合もあるんです、こういうふうになってしまうと。

私どもも、今から30数年前、環境アセスメントというのをやるときに、いろいろな手法を、外国のやつを持ってきて、それでやったけれども、やっぱりなかなか定性化で終わってしまうとか、定量化しにくいものというのをみんな点数化してしまうから、それはコンピューターがやってくれるからいいんだけど、こうなりましたと、どうしてそうなったと説明がつかない点数が出てくるわけですね。それで、一番いいのはヒューマンジャッジメントという、人間がそ

ういうタレントとかのテクニシャンとか、そういう技術とか技量を持っている人がいろいろやった方が一番いいとか、そういう場合もあるから。

だから、第三者診断の第三者というのはどういう人なのか、その辺の考え方もはっきりしておかないとわかりにくいですよ、説明する場合。それから、先ほど教育長が言われたように、これを普及というかな、そういった実用というかな、そういうことを考えた場合に、いろいろここに至るまでこういう議論があって、こういうのに落ち着いてきたんだという説得力がないと、勝手にやれみたいなことになってしまうからね。

済美教育センター統括指導主事 本当に先ほど申し上げたように、この手法そのものは、全く今までにも出てこない、今までもされていないものですから、民間の考え方に基づいているのもそうですし、それから、さまざまな諸外国で行われている第三者評価、その指標ももちろん取り入れながら、日本独自のものだけを抽出して、なおかつ杉並区のものを入れていったというような作り方をしているわけです。ですから、この試行を参考にしながら、また修正して行って、来年度については、また試行を行って修正していくと。そういうような試行の結果ということで、これを受け止めているというふうに思います。

また、今回は非常にやりたい学校、第三者診断を積極的にやって学校経営に生かしていきたいという学校ですので、そういう意味では、受け止めはしっかりされると思うんですね。今後のあり方、あるいは診断指標の作り方、それから客観的な部分、定量的な部分だけではなくて、文言の評価というものもたくさん入れてございますので、それも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

安本委員 これは表へ出るのですか。

済美教育センター統括指導主事 はい。

安本委員 十分に説明をつけて出さないと、さっきの「優れた管理体制」が高くて「教職員の高い意欲」は低いというところ、私は「充実した授業」というところで、4はそれとしても、ちょっとやっぱり1.8とか、この数字で見ると、こうやって説明を伺えば「なるほどな」と思うんですけども、これは普通の人が見たら、はっきり言うと、また公立中学校がまずいと言われるような要因になってしまいそうな気がするので、十分に説明をつけて、きちんと保護者とかには説明していただかないと、これはこのままでは困ると思います。

済美教育センター統括指導主事 実際に公表したり、教育報やホームページに載せるものについては、文言で、言葉を入れていくというところが、先ほど私の説明させていただいたような、こういうところがいいところで、改善点はこういうところですよ。そして、改善しなければいけないと感じたところはこういうところでしたと。事業計画の質の部分で、まだ改善が必要だと、そ

うというような方法で公表していく、そういうふうを考えてございます。

安本委員 このグラフ自体は出さない。出しますよね、ここに出ているのは。

済美教育センター統括指導主事 グラフについては、ここに出してございますので。

委員長 これは文部科学省の委嘱が入っていますね。

済美教育センター統括指導主事 入っています。

委員長 だけど、そこの許可をもらわないと、公表、使ってはいけないのではないですか。

済美教育センター統括指導主事 指標づくりの方が文部科学省の範疇で、こういう実際に試行して、その結果については、私どもの方と。

委員長 使えると。

済美教育センター統括指導主事 はい。指標の方が文部科学省の調査と、著作権も文部科学省にみなされます。

教育長 データがひとり歩きして、誤解を生むような形で公開することは好ましくないと思っていますので、ご指摘の部分についてはちょっと考えます。

大藏委員 いろんな組織が独善的にならないように、第三者評価を入れるのはいいと思いますけれども、第三者はあくまでも第三者であって、ある意味では無責任なんですよね。だから会社なんかでも、マッケンジーとかいろんなものを入れて企業診断をやっているところというのは、大体だめになるんですよ。そのとおりにやったら、もう大体だめになるんです。マッケンジーは、私たちを呼ぶような会社はだめなんだから、私たちを入れても立ち直れなかったと言うんですけども、企業コンサルタントなんかの言うことなんて大体信用できないですよ。

それで私は、学校もこういうことをやらなくても、まず1つは学力です。学力テストでいい成績をとっている。それから、子どもたちがみんな満足をしていて、学校教育が楽しい、この学校いいなという気持ちを持っている。それから、先生の中でもめごとがなくて、みんなやっぱり討議しながら1つの目標に向かってやろうと、校長が大事でしょうけれども、そういうことをやっています。それから地域がやっぱり、学校がやるときに、よしやるぞと言って何でも支援すると。そういうのがやっぱり一番いい学校だと私は思うんです。だから、あまりデータだとかにこだわるのは、良くないのではないでしょうかね。

私は、この教育再生会議のやっていることなんて、大体10のうち9ぐらいは間違っていると思っていますからね。私はホームページにずっと書いていますので、この次に私の意見を書こうと思っていますけれども、あんな民間力を入れて、それで、とにかく次々に子どもが問題を起こした、学校出席を停止してとか、そんな簡単なものでは私はないと思っていますからね。

済美教育センター統括指導主事 今おっしゃっていた教員の意欲ですとか、あるいは地域の協力

体制ですとか、子どもの学びたいという気持ちですとか、学力テストの結果ですとか、そのあたりはみんな指標に入っております。ただ、その測定の仕方というのが、アンケート調査ですとか、聞き取り調査ですとかというのをやってきたわけですけれども、すべてについて聞き取り調査というのは、これは時間的に無理な問題なんですね。そのあたりの重点の置き方というのは、考えていかなければいけないというふうに考えております。

大藏委員 これは松溪中学校の隣の学校とかそういうのが、近くは出ていませんからわかりませんけれども、それが出てきて、それが違っていたら、松溪中学校の1.8にはあまりやりたくないと思はいますよね。

委員長 小中学校間の比較というか、これはできるわけですか。今いろいろ話題になっているように、その学校にとって、第三者の誰がそういう診断をやったかというのによって変わってくる場合もあるでしょう。それで、そういう専門家がないのにやったら、その人は素人がやった、点数化したことであるし、いろいろ困る場合があるんですね。だから、養成というのもし同時にやっっていかなければいけないということなんですからね。

済美教育センター統括指導主事 まず小中学校の比較については、アンケート等の内容の受け止め、子どもにしろ教員にしろ基準が違いますから、中学校を仮に厳しく見ているんだとすれば低くなりますし、基準が高ければ低くなりますでしょう。これは単純に点数で比較するとはいえないと思います。第三者診断の委員さんに関しては、小学校専門と中学校専門に、それは分けて実施しております。

済美教育センター所長 これは試行でございますので、今のようなささまざまな意見をいただきながら、また実際にやった学校の考え方も、どういうふうにこれを捉えたのかということも聞きながら、公表していくというような手続きをしていく必要があるのかなと思っています。この結果だけではなくて、実際にこの評価をしているときなんかについても、どういうふうに、今後オープンにしていくのか、本当にオープンにした中でこういう評価をやりながら、また学校の意見も、学校もこれに対する説明をしていけるような場の設定をしながら、こういう評価をしていくということは大事な事かなというふうに思っております。ですから、手続きも含めて、今後試行しながら確立していきたいというふうに思っております。意見をさまざまお寄せいただきながら、これを構築していきたいというふうに思っております。

大藏委員 これ自体はそんなに適切でなく間違っている、定点観測をしていって、どういうふうにトレンドが変わっていったかということを読み取ると、それは有効なんですね。だから、1回だけでなく、他の学校もたくさん残っているわけですから、そういうのをやっていくことはいいですけれども、あまり金科玉条にすると間違っているのではないかということですね。

教育長 診断結果の公表ではないんです。試行してこういうことが課題として残ったとか、あるいは一定程度の数値を得られたとかという、今後の方向性も含めて公表して行かないことには、実はこの担当から話があったときに、やはりこれは診断の結果を公表することではなくて、この事業、つまり第三者診断という事業を推進していく上で、どういう診断指標なり、あるいは診断の構造なりを用意していったらいいかという、そこをここまでやってきましたという公表であって、間違っても結果の公表ではないということですね。そこは私どもの考え方です。

大蔵委員 よくコップの中身が半分残っているかとか、もう半分になったとか、まだ半分あるというような考え方と同じように、読み取り方にいろんなものがある、これはもうずっと古いんですけれども、私が放送局にいたときに、どういう番組が当たるかといういろんな調査をするんですが、そうすると、いろんな企業が来て、コンピューターで診断すればできますと言ってやるんですね。診断で返ってきたので、歌番組は無名な歌手がたくさん出る方が当たると言うんですね。そんなこと、絶対もう間違っていることはわかるんですよ。

それはなぜかという、大物、例えば、美空ひばりというのはもう引っ張りだこで、どこでも出してあるわけです。そうすると、向こうのレコード会社がいろんな条件をつけてきて、美空ひばりを出すのなら、こういう歌手をつけてくれて、自分のところの売り出したい無名の歌手をたくさんくっつけてくるんですよ。中ぐらいただったらその力がないものですから、あまり無名なのが出てこないんですね。だから、それは読み取り方の反対側なんですね。大物歌手が1人出れば、あとはボロが出ても視聴率上がりますということなんですよ、それは。だけれども、逆に言えば、だめなのがたくさん出る方が当たりますという読み方もできるわけですね。だから、こういうものの読み方は難しいと思いますね。

委員長 では、今後もよろしくお願いします。

以上で報告事項の聴取を終わります。

予定されました日程すべて終了しました。では、庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは、次回の日程でございますけれども、2月28日が定例会の予定にはなっていますが、ちょうど議会等の日程が予定されておりますので、2月28日につきましては休会とさせていただきます。したがって、次回は3月14日水曜日の午後2時から定例会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。